令和８年　障害者福祉の手引　内容変更のお知らせ

P.24　３－１３

【特別永住者等重度障害者特別給付金（区の制度）について】

令和8年8月1日から、基準額（本人所得）が、以下のとおり変更されています。

改正前基準額　3,604,000円

改正後基準額　3,758,000円

P.30

所得基準額が、次のとおり変更されています。

【心身障害者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について】

令和8年8月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表１のとおり、変更されています。

【心身障害者医療費助成について】

令和8年9月1日から、「① 本人の所得基準額」欄及び「② 扶養義務者等の所得基準額」欄の金額が、下表１のとおり、変更されています。

【重度心身障害者手当について】

令和8年11月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表１のとおり、変更されています。

【児童育成手当について】

令和8年8月1日現在、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表１のとおり、変更されています。

詳細は児童育成担当課育成支援係にお問い合わせください。

表１　（単位：千円）

扶養者数	０人	１人	２人	３人
改正前基準額	3,661	4,041	4,421	4,801
改正後基準額	**3,758**	**4,138**	**4,518**	**4,898**

【障害基礎年金について】

令和8年10月1日から、「① 本人の所得基準額」欄の金額が、下表2のとおり、変更されています。

表２　（単位：千円）

扶養者数		０人	１人	２人	３人
改正前基準額	全額支給	3,704	4,084	4,464	4,844
	半額支給	4,721	5,101	5,481	5,861
改正後基準額	**全額支給**	**3,858**	**4,238**	**4,618**	**4,998**
	半額支給	**4,918**	**5,298**	**5,678**	**6,058**

※表に示す所得基準額以下であること

P.62　１０－１

【心身障害者福祉タクシー（福祉タクシー利用券）について】

タクシー運賃改定のため、交付額を以下のとおり、変更します。

改正前交付額　4,000円

改正後交付額　4,400円　※10月時点の利用者の方には、11月に追加交付分を郵送します。